

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年 8月 5日

【会社名】 株式会社ネクソン

【英訳名】 NEXON Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 オーウェン・マホニー

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目 4番 5号

【電話番号】 03(6629)5318(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役最高財務責任者 植村 士朗

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木一丁目 4番 5号

【電話番号】 03(6629)5318(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役最高財務責任者 植村 士朗

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 793,625,266円
(注) 株式の発行における出資の目的は金銭以外の財産であり、発行価額の総額は、会社法第445条第1項及び会社計算規則第14条第1項並びに適用ある会計基準に従って計算される資本金等増加限度額を記載しております。発行価額の総額は、有価証券届出書の提出時における見込額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	511,852株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数 100株

- (注) 1. 本有価証券届出書による株式の募集(以下「本株式募集」といいます。)は、2019年8月5日(月)の取締役会決議により行うものです。なお、本株式募集による新規発行株式(以下「本新株式」といいます。)の割当予定先には入っておりませんが、Patrick Söderlund(パトリック・ソダーランド)氏は、当社取締役であり、同日付で当社が提出した、当社及び当社子会社を除くEmbarc Studios AB(以下「Embarc Studios社」といいます。)の株主に対する当社普通株式及び新株予約権の募集に係る有価証券届出書における当社普通株式及び新株予約権の割当予定先の一人であるため、これらを全体として一つの取引とみなして、特別利害関係人としてかかる取締役会決議には参加しておりません。
2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 本新株式の発行は、(1)2019年9月25日(〔水〕)開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において、本有価証券届出書に基づき行われる募集の対象である本新株式の発行並びに前記(注)1に記載の当社普通株式及び新株予約権の発行についての各議案の承認が得られること、並びに(2)金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の効力が発生することを条件としています。
4. 本新株式の発行は、当社が、当社グループの連結子会社であるEmbarc Studios社の普通株式を追加取得することを目的として、同社が過去に付与したストックオプション(同社普通株式を取得する権利をいい、以下「本ストックオプション」といいます。)を現在保有する同社の従業員を割当予定先として、当社普通株式を発行するものです。詳細については、後記「募集に関する特別記載事項」に記載のとおりです。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額	資本組入額の総額
株主割当			
その他の者に対する割当	511,852株	793,625,266円	396,812,633円
一般募集			
計(総発行株式)	511,852株	793,625,266円	396,812,633円

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 金銭以外の財産を出資の目的とする場合の当該財産の内容及び価額
本新株式の対価である現物出資の目的とする財産の内容は、割当予定先が保有するEmbarc Studios社のストックオプションの行使の結果取得することとなる同社の普通株式16,456,207株です。本書の日付における当該現物出資財産であるEmbarc Studios社普通株式の米ドル建の評価額は7,405,293.15米ドルであり、当該金額を2019年8月2日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=107.17円)で円貨換算した金額は793,625,266円です。
なお、一般に、現物出資の対象となる財産(以下「現物出資財産」といいます。)の価額については、会社法の規定により原則として検査役による調査が義務付けられていますが(会社法第207条第1項)、かかる検査役調査の例外の一つとして、現物出資財産を給付する募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式の総数の10分の1を超えない場合には、当該募集株式の引受人が給付する現物出資財産の価額については検査役による調査は不要とされております(同条第9項第1号)。本株式募集における現物出資により割り当てる株式の総数は511,852株であり、当社発行済株式総数(2019年6月30日現在の当社発行済株式総数は896,382,664株であり、同日以降、当社発行済株式総数は減少しておりません。)の10分の1を超えないことから、本株式募集における現物出資について検査役調査は不要となります。

3. 本新株式の発行数は、後記「募集に関する特別記載事項、1 Embark Studios社普通株式の追加取得について、(2) 本株式募集の対価」に記載のとおり、当社が決定したEmbark Studios社普通株式と当社普通株式との交換比率(以下「本交換比率」といいます。)に基づくものです。
4. 発行価額の総額は、現物出資財産の給付を受けた場合に、会社法第445条第1項及び会社計算規則第14条第1項並びに適用ある会計基準に従って計算される資本金等増加限度額を算定する際の現物出資財産の価額を記載しており、現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式16,456,207株の本書の日付における米ドル建の価額(7,405,293.15米ドル)を2019年8月2日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=107.17円)で円貨換算することにより算出した本書の日付現在の見込額であり、払込期日(当社が現物出資財産の給付を受ける時点)におけるEmbark Studios社普通株式の米ドル建の価額及び適用される為替換算レートの変動により上記の金額は変動します。なお、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項、3 発行条件に関する事項、(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方」に記載のとおり、本新株式の発行については、本臨時株主総会において承認が得られることを条件として、会社法第199条第1項第2号に定める当社普通株式1株当たりの払込金額を1円(払込金額の総額は511,852円)としております。また、本新株式の対価として出資される現物出資財産の会社法第199条第1項第3号に定める価額は、本交換比率及び上記払込金額の総額を勘案して511,894.01567308円(現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式1株当たり0.03110644円)としておりますが、上記のとおり現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式の実際の価額は当該金額とは異なります。資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であり、本書の日付現在の見込額です。
5. 資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額です。また、増加する資本準備金の額の総額は396,812,633円です。資本組入額の総額及び増加する資本準備金の額の総額は、本書の日付現在の見込額です。

(2) 【募集の条件】

発行価格	資本組入額	申込株数 単位	申込期間	申込 証拠金	払込期日
1,550円	775円	1株	2019年9月25日(水)から 2019年9月30日(月)まで		2022年3月1日(火)から 2022年12月20日(火)まで

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、現物出資財産の給付を受けた場合に、会社法第445条第1項及び会社計算規則第14条第1項並びに適用ある会計基準に従って計算される資本金等増加限度額を算定する際の現物出資財産の価額を発行される当社普通株式1株当たりの金額に換算して記載しており、現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式16,456,207株の本書の日付における米ドル建の価額(7,405,293.15米ドル)を2019年8月2日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=107.17円)で円貨換算することにより算出した本書の日付現在の見込額であり、払込期日(当社が現物出資財産の給付を受ける時点)におけるEmbark Studios社普通株式の米ドル建の価額及び適用される為替換算レートの変動により上記の金額は変動します。なお、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項、3 発行条件に関する事項、(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方」に記載のとおり、本新株式の発行については、本臨時株主総会において承認が得られることを条件として、会社法第199条第1項第2号に定める当社普通株式1株当たりの払込金額を1円(払込金額の総額は511,852円)としております。また、本新株式の対価として出資される現物出資財産の会社法第199条第1項第3号に定める価額は、本交換比率及び上記払込金額の総額を勘案して511,894.01567308円(現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式1株当たり0.03110644円)としておりますが、上記のとおり現物出資財産であるEmbark Studios社普通株式の実際の価額は当該金額とは異なります。資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であり、本書の日付現在の見込額です。
3. 申込みの方法は、申込期間内に株式申込書を後記申込取扱場所に提出することとします。また、当社は、申込期間内に割当予定先との間でForward Agreement(Bearer securities)を締結し、当該割当予定先との間で、当該割当予定先が本ストックオプションが権利行使可能になった後にこれを行使し、当該行使により取得したEmbark Studios社普通株式を当社に現物出資すること、及び当社が割当予定先に対して当社普通株式を割り当てることを合意する予定です。上記の申込期間中において、株式申込書が提出されない場合又は割当予定先との間でかかるForward Agreement(Bearer securities)が締結されない場合は、当該割当予定先に対する割当ては行われなないこととなります。
4. 本株式募集は、Embark Studios社普通株式を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込はありません。

5. 本株式募集に関しては、2022年3月1日(火)から2022年12月20日(火)までを会社法上の払込期間として決議しており、当該払込期間を払込期日として記載しております。本株式募集は、本ストックオプションを保有する同社従業員に対して、当該従業員が本ストックオプションの行使により取得する同社普通株式を当社が現物出資を受けることにより、当社普通株式を発行するものです。当社に対する現物出資財産の給付は、当該従業員が本ストックオプションを行使しEmbark Studios社普通株式を取得した後に行われることとなりますが、本ストックオプションが行使可能となる日は従業員毎に異なるため、上記の期間を払込期間としております。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ネクソン 法務部	東京都港区六本木一丁目4番5号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(注) 上記(1)「募集の方法」(注)2に記載のとおり、本株式募集は、金銭以外の財産を出資の目的とする現物出資による方法によるため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	20,000,000	

(注) 1. 本株式募集はEmbark Studios社普通株式を対価とする現物出資によるものであり、現金による払込はないため、該当事項はありません。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、本有価証券届出書その他の本株式募集に関する関連資料作成費用等であります。

(2) 【手取金の使途】

本株式募集はEmbark Studios社普通株式を対価とする現物出資によるものであり、現金による払込はないため、該当事項はありません。

Embark Studios社の事業は、ゲーム開発であり、その主要な財産は、現金及び現金同等物です。

Embark Studios社の概要は、下記及び後記募集に関する特別記載事項、1 Embark Studios社普通株式の追加取得について、「(1) 本株式募集の目的」を参照ください。

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	Embark Studios AB(エンバーク・スタジオズ・エービー)
本店の所在地	Stockholm, Sweden
代表者の氏名	代表取締役 Patrick Söderlund(パトリック・ソダーランド)
資本金の額	7千米ドル(780千円) (2018年12月31日現在)
純資産の額	36,251千米ドル(3,908百万円) (2018年12月31日現在)
総資産の額	39,138千米ドル(4,219百万円) (2018年12月31日現在)
事業の内容	ゲーム開発事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	2016年12月期	2017年12月期	2018年12月期
売上高			
営業損失()			4,563千米ドル (492百万円)
経常損失()			4,563千米ドル (492百万円)
当期純損失()			4,563千米ドル (492百万円)

(注) Embark Studios社の設立は、2018年10月です。

当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	Embark Studios社は、当社グループが議決権約66.1%を保有する連結子会社です。
人的関係	当社取締役2名が、Embark Studios社の役員(代表取締役及び取締役)を兼務しております。
取引関係	当社の子会社(ネクソン・コリア・コーポレーション及びその子会社であるネクソン・ユーエス・ホールディング・インク)とEmbark Studios社との間にMaster Project Finance and Publishing Agreement及びTechnology, Tool and Engine License Agreementが締結されております。

(注) 上記における米ドル建ての金額の円貨換算については、1米ドル=107.79円(2019年6月28日時点)の為替レートによります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集に関する特別記載事項】

1 Embark Studios社普通株式の追加取得について

(1) 本株式募集の目的

当社は、2019年8月5日(月)の当社取締役会において、当社グループの連結子会社であるEmbark Studios社の株式を追加取得することを意図した一連の取引を行うことを決議しました。当該取引は、以下に述べるとおり、当社及び当社子会社を除くEmbark Studios社株主(以下「本株主」といいます。)に対する、Embark Studios社普通株式の取得の対価としての当社普通株式の発行及び本株主の所有する残余のEmbark Studios社の株式すべてを取得するため、当該株式又はその売買代金債権を現物出資財産として当社普通株式を発行する内容の8種類の新株予約権(以下、総称して「本新株予約権」といいます。)の発行、並びにEmbark Studios社が過去に付与した税制適格従業員ストックオプション(同社普通株式を取得する権利をいい、以下「本ストックオプション」といいます。)を現在保有する同社従業員に対する、将来当該従業員が本ストックオプションを行使しEmbark Studios社普通株式を取得した後に行われる当社普通株式(以下「本従業員株式」といいます。)の発行から成るものです。

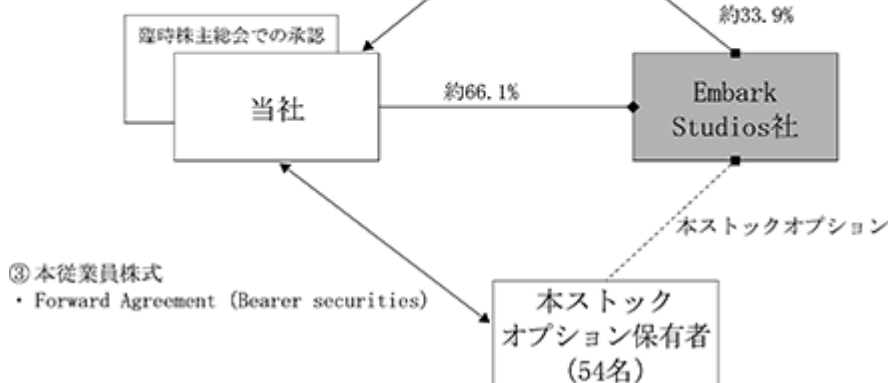
本臨時株主総会における承認及び本有価証券届出書の効力発生後の契約関係

① 本新株式

- ・ Share Exchange Agreement

② 本新株予約権

- ・ 新株予約権契約(プットオプション)及びプットオプション新株予約権
- ・ Call Right Agreement
- ・ 新株予約権契約(コールオプション)及びコールオプション新株予約権



③ 本従業員株式

- ・ Forward Agreement (Bearer securities)

想定されるスケジュール

2019年8月5日	Call Right Agreementの締結
2019年9月25日	本臨時株主総会の開催
2019年9月25日から 2019年9月30日	本新株式、本新株予約権及び本従業員株式の申込期間並びに本新株式の 払込期間 Share Exchange Agreement、新株予約権契約(プットオプション)、新株予約権契 約(コールオプション)及びForward Agreement (Bearer Securities)の締結
2019年9月30日	本新株予約権の割当日
2019年10月1日	本新株予約権の行使期間の初日
2022年3月1日から 2022年12月20日まで	本従業員株式の払込期間
2025年6月30日	本新株予約権の行使期間の最終日

Embark Studios社は、インターネット通信技術や半導体の処理スピードの向上を含むテクノロジーの大きな進化により可能となった、これまでにないスピード感をもったインタラクティブ(双方向)・エンターテインメントとシミュレーションされた映像表現によるオンライン仮想世界を作り出すことを目指し、「バトルフィールド」などの業界で有名なゲームの開発実績のあるPatrick Söderlund(パトリック・ソダーランド)氏により創立されたストックホルムに拠点を置くゲーム開発スタジオです。

2018年11月に当社グループは、欧米のオンラインゲーム市場における当社グループのゲームラインナップを強化するために、Embark Studios社への戦略的投資を実施し、Embark Studios社を持分法適用関連会社といたしました。これまでの当社の売上及び利益は、中国及び韓国に極度に依存する構成となっており、Embark Studios社への戦略的投資により、当社及び当社のゲーム配信ビジネスの欧米でのプレゼンスを高めることを狙うものです。

その後今年に入ってから、各社よりゲームストーリーミングサービスの開始に関する発表が続けてなされました。Google社から「Stadia」、またMicrosoft社から「xCloud」と名付けられたゲームストーリーミングサービスがそれぞれ発表されたことがその例として挙げられます。このように多様なゲームサービスが展開されようとしている中、良質で高品質なゲームタイトルの重要性がますます高まる状況になってきました。これにより、当社として、当社のゲーム配信サービス戦略の中での、Embark Studios社の開発するゲームタイトルの重要性がこれまで以上に高まってきたものとの認識に至り、同社との関係を一層強固なものにするために、Embark Studios社の発行済株式を追加取得することといたしました。Embark Studios社との強固な連携を通じて、これまでアナリスト等により課題として指摘されてきた欧米での事業の拡大がなされることにより、当社グループの企業価値、ひいては株主価値の向上に資するものと考えております。

そこでまず、当社は、2019年7月1日(月)の取締役会において、Embark Studios社の発行済株式総数の約32.8%を同日付けで追加取得し、当社グループの連結子会社とすることを決議いたしました。Embark Studios社の開発スタジオと当社グループ内の既存開発スタジオ間での開発工程上のシナジーを最大化し、スタジオ間でのノウハウの共有を加速することがその目的です。この追加取得により、本書の日付現在、当社グループのEmbark Studios社における議決権所有割合は、約66.1%(431,935,801株)となっています。

そして、以上の取引に続き、当社は、Embark Studios社の発行済株式の100%(653,409,090株)を保有することを目指し、2019年8月5日(月)の取締役会において、Embark Studios社の株式をさらに追加取得するため、本株主に対して当社普通株式及び本新株予約権を割り当てることを決議いたしました。同時に、将来的にEmbark Studios社の株主となる可能性のある本ストックオプションを保有する同社従業員に対して、将来当該従業員が本ストックオプションを行使しEmbark Studios社普通株式を取得した後に、Embark Studios社普通株式を現物出資財産として発行される本従業員株式を割り当てることを併せて決議いたしました。

これらのEmbank Studios社普通株式の追加取得は、すべて当社普通株式(新株予約権の行使により当社が発行するものを含む。)を対価として行うものであり、その実質は、予め定める割合により、当社普通株式とEmbank Studios社普通株式とを交換する取引であります。当社は、これらのEmbank Studios社普通株式の追加取得の対価として当社普通株式を交付することで、Embank Studios社の創業者等である本株主や同社の従業員である本ストックオプションの保有者の利益と当社(ひいては当社株主)の利益を一致させ、Embank Studios社の事業のさらなる発展を当社グループの成長と直結させることが重要であるとの考えに基づき、当社普通株式を対価とした場合の希薄化の程度、現金を対価とした場合の財務上の影響や雇用の継続性への影響、その他追加取得に用いられうる各手法やその仕組みの設計方法のメリットとデメリットを比較検討した結果、上記の方法によることとしました。株式を対価として外国に所在する他の会社を買収する手段としては、現地に設立した子会社に対して当社の株式を発行し、その当社株式を対価として現地子会社を当該他の会社と合併させ100%子会社化する手法(いわゆる三角合併)等を用いることも考えられるところ、本件では、Embank Studios社の設立準拠法であるスウェーデン法の下で認められる手法、当初に一括して本株主の所有するEmbank Studios社株式のすべてを当社が取得するのではなく、業績目標の達成に応じて当社普通株式を対価としてEmbank Studios社株式を段階的に取得できるように設計することで、当社のリスクをコントロールするとともに、本株主のEmbank Studios社の経営への継続的な関与と業績向上へのインセンティブの強化を実現することが可能であること、Embank Studios社の企業価値の将来的な増大を見込んで本株式募集及び各年次の本新株予約権行使によるEmbank Studios社普通株式と当社普通株式の交換割合を異なるものとする(すなわち、年次を追うごとにEmbank Studios社普通株式1株に対して交付される当社普通株式の数が増加するように設計する)ことで、Embank Studios社の業績を継続的に伸長させることも本株主に意識づける仕組みとすることができるとその他の諸要因を検討した結果、Embank Studios社普通株式の追加取得の方法として、募集株式の引受け及び新株予約権の行使により本株主が保有するEmbank Studios社普通株式(又はその売買代金債権)を現物出資財産として段階的に当社に拠出し、当社が本株主に対し当社普通株式を発行するという方法によることが最適であると判断いたしました。

(2) 本株式募集の対価

本株式募集に係る取得対価は、当社普通株式511,852株です。

上記の当社普通株式の発行数を決定するに際して、当社は、当社と重要な利害関係を有しないKPMG LLPによる2019年6月27日付け企業価値算定書(以下「本企業価値算定書」といいます。)を取得しました。当社は、本企業価値算定書において採用されている、Embank Studios社の事業計画に基づくディスカунテッド・キャッシュフロー法(DCF法)及び参考指標として提示された類似会社比較法に基づく算定結果も勘案の上、当社が定めた時点における当社普通株式の市場価格と比較して、最終的に当社普通株式とEmbank Studios社普通株式との実質的な交換比率(Embank Studios社普通株式を1とする。)を0.03110644といたしました。そして、本ストックオプションの保有者が本ストックオプションを行使した結果取得するEmbank Studios社普通株式の数に当該交換比率を乗じることで、本ストックオプションの保有者が取得すべき当社普通株式の数を算定(1株未満は切り捨て)し、その合計数として上記の当社普通株式の発行数が決定されました。上記交換比率は、Embank Studios社普通株式の1株当たりの株価を、本企業価値算定書及び同社の事業計画等を勘案して1株当たり0.45米ドルと評価し、各本株主の所有株式数に、同単価に本件の適用為替レートとして本株主と協議のうえ定められたレート(1米ドル=107.32円)を乗じ、2019年6月末に先立つ直近10取引日の東京証券取引所における当社普通株式の出来高加重平均株価(1株当たり1,552.5404円。小数点以下第五位を四捨五入。)で除することにより算出しております。上記の評価時点(2019年5月31日)におけるEmbank Studios社普通株式の1株当たりの価値については、ディスカунテッド・キャッシュフロー法(DCF法)では0.54米ドルから0.61米ドル、また類似会社比較法では0.58米ドルから0.67米ドルと評価されております。

本株式募集により、当社グループのEmbank Studios社における議決権所有割合は約68.62%となります。

2 本株主に対する当社普通株式及び本新株予約権の発行について

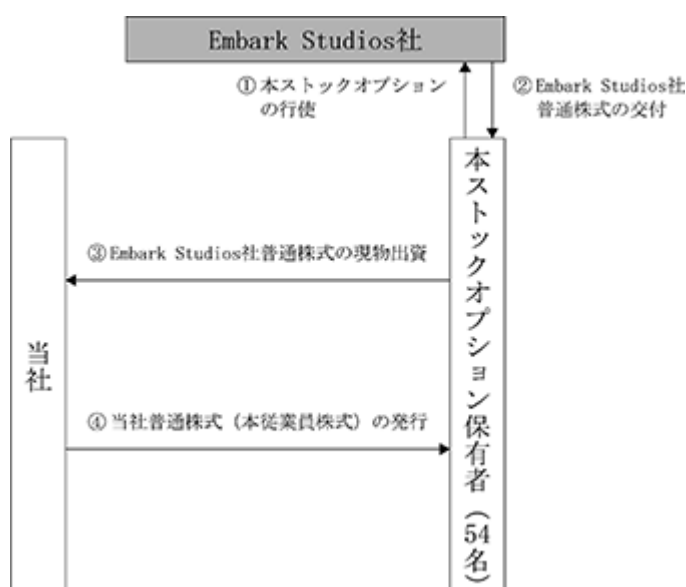
上記「1 Embark Studios社普通株式の追加取得について」に記載のとおり、当社は、2019年8月5日(月)の当社取締役会において、本臨時株主総会において承認が得られることを条件として、本株主に対する当社普通株式及び本新株予約権を割り当てることを決議しています。詳細につきましては、2019年8月5日(月)提出の当社普通株式及び本新株予約権の募集に係る有価証券届出書をご参照ください。

3 Embark Studios社の従業員に対する新株発行について

上記「1 Embark Studios社普通株式の追加取得について」に記載のとおり、当社は、2019年8月5日(月)の当社取締役会において、本臨時株主総会において承認が得られることを条件として、本ストックオプションを保有する同社従業員に対して本従業員株式を割り当てることを決議しています。

本書の日付現在、Embark Studios社には本ストックオプションを付与された同社従業員が54名存在(以下、当該従業員を総称して「本ストックオプション保有者」といいます。)し、それらの本ストックオプションは2022年3月から同年6月にかけて一定の条件の下で順次行使可能となるとのことです。本ストックオプションは、行使可能となった時点以降に本ストックオプション保有者により行使されると、行使価額の支払いと引換えに本ストックオプション保有者に一定の数のEmbark Studios社普通株式(最大16,456,207株)が交付される内容のものです。そこで、本ストックオプション保有者が本ストックオプションの行使によりEmbark Studios社普通株式を取得したときに、当該株式を当社普通株式と交換することにより当社が取得することを予定しております。

そのための仕組みとして、上記のとおり、本ストックオプション保有者がEmbark Studios社普通株式を取得した時点でEmbark Studios社普通株式を現物出資財産として当社に交付し、それにより本従業員株式を引き受けることを内容とする本新株式の割当てを決議いたしました。また、当社は本有価証券届出書に記載の割当予定先との間で、本有価証券届出書の効力発生日後に締結予定のForward Agreement(Bearer securities)において、本ストックオプション保有者が本ストックオプションが行使可能になった時点で行使すること及び当該行使により取得するEmbark Studios社普通株式と当社普通株式を事実上交換することを合意する予定です。本ストックオプションが行使可能となる前に、退職等の事由により本ストックオプションを喪失した場合には、本ストックオプション保有者は当社の株式を取得することはできません。従業員に対するインセンティブ及び従業員における雇用の継続の必要性というストックオプションが果たす本来の機能を維持したままで、かつ当社によるEmbark Studios社の発行済株式の100%保有を目指す方針に将来与える影響(本ストックオプションが行使されることにより、当社の持株比率が減少すること)を排除することができることから、当社は、本従業員株式の発行が、当社の目的を達成するために最適の手法であると考えております。



なお、本従業員株式の発行はEmbark Studios社普通株式を出資の目的とするものであり、本ストックオプション保有者が実際に本ストックオプションを行使し、Embark Studios社普通株式を保有するまでは、本ストックオプション保有者は従業員株式に関する権利を一切有しません。本ストックオプション保有者は本従業員株式を取得する権利を現在確定的に有するものではなく、本従業員株式の申込期間中において各本ストックオプション保有者から株式申込書が提出されない場合又は各本ストックオプション保有者との間でForward Agreement (Bearer securities) が締結されない場合や、払込期間中に各本ストックオプション保有者が本ストックオプションを行使せずEmbark Studios社普通株式を取得することがなかった場合等には、当該本ストックオプション保有者に対する割当ては行われなくなり、また、本ストックオプション保有者が、Embark Studios社の従業員でなくなった場合については、本ストックオプションに係る本ストックオプション保有者の権利はすべて消滅いたします。このため、本ストックオプション保有者がEmbark Studios社を退職するなどの事由により、本ストックオプションに係る権利が消滅した場合には、本新株式の発行総数は減少することがあります。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 本新株式の割当予定先の概要、提出者と割当予定先との間の関係、及び割り当てようとする株式の数

本新株式の割当予定先は、Embark Studios社のストックオプションを保有する同社従業員54名です。

2019年8月5日(月)現在、いずれの割当予定先についても、当社と割当予定先の間には、出資、人事、資金又は技術もしくは取引上の関係は存在いたしません。

(1)	氏名	Andrew Hamilton
	住所	Johanneshov, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	968,013株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	30,111株
(2)	氏名	Carl Tamleht
	住所	Hägersten, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	968,013株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	30,111株
(3)	氏名	Doug Church
	住所	Stockholm, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	968,013株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	30,111株
(4)	氏名	Louise Carell
	住所	Stockholm, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	968,013株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	30,111株
(5)	氏名	Marcus Edholm
	住所	Tyresö, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	968,013株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	30,111株
(6)	氏名	Jack Harmer
	住所	Stockholm, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	726,010株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	22,583株
(7)	氏名	Jonas Kjellström
	住所	Älta, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	726,010株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	22,583株
(8)	氏名	Martin Singh-Blom
	住所	Stockholm, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	726,010株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	22,583株
(9)	氏名	Bence Pajor
	住所	Stockholm, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	605,008株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	18,819株

(10)	氏名	Gustav Tilleby
	住所	Stockholm, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	605,008株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	18,819株
(11)	氏名	Mikael Högström
	住所	Stockholm, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	605,008株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	18,819株
(12)	氏名	Mikael Linderholm
	住所	Nacka, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	605,008株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	18,819株
(13)	氏名	Robert Sammelin
	住所	Tullinge, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	605,008株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	18,819株
(14)	氏名	Daniel Lundin
	住所	Knivsta, Uppsala, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	484,006株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	15,055株
(15)	氏名	Henrik Johansson
	住所	Stockholm, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	484,006株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	15,055株
(16)	氏名	Johan Mjönes
	住所	Bagarmossen, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	484,006株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	15,055株
(17)	氏名	Paul Greveson
	住所	Stockholm, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	484,006株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	15,055株
(18)	氏名	Tomasz Stachowiak
	住所	Stockholm, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	484,006株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	15,055株
(19)	氏名	Anastasia Opara
	住所	Stockholm, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	242,003株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	7,527株

(20)	氏名	Björn Arvidsson
	住所	Hägersten, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	242,003株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	7,527株
(21)	氏名	Helene Markås
	住所	Saltsjö-Boo, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	242,003株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	7,527株
(22)	氏名	Henrik Rydgård
	住所	Stockholm, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	242,003株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	7,527株
(23)	氏名	Jorge del Val Santos
	住所	Stockholm, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	242,003株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	7,527株
(24)	氏名	Oscar Carlen
	住所	Stockholm, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	242,003株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	7,527株
(25)	氏名	Oskar Holmkratz
	住所	Upplands-Väsby, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	242,003株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	7,527株
(26)	氏名	Sven Grundberg
	住所	Stockholm, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	242,003株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	7,527株
(27)	氏名	Lars Sjöström
	住所	Hägersten, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	181,502株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	5,645株
(28)	氏名	Pontus Ryman
	住所	Sollentuna, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	181,502株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	5,645株
(29)	氏名	Robert Berg
	住所	Bromma, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	181,502株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	5,645株

(30)	氏名	Arvid Burström
	住所	Solna, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	121,001株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	3,763株
(31)	氏名	Jake Shadle
	住所	Bandhagen, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	121,001株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	3,763株
(32)	氏名	Olof Strömqvist
	住所	Hägersten, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	121,001株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	3,763株
(33)	氏名	Robert Träffe
	住所	Stockholm, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	121,001株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	3,763株
(34)	氏名	Tom Olsson
	住所	Södertälje, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	121,001株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	3,763株
(35)	氏名	Arielle Vaniderstine
	住所	Stockholm, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	60,501株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	1,881株
(36)	氏名	Ivar Dahlberg
	住所	Stockholm, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	60,501株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	1,881株
(37)	氏名	Johannes Hirche
	住所	Skellefteå, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	60,501株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	1,881株
(38)	氏名	Maxi Vazquez
	住所	Stockholm, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	60,501株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	1,881株
(39)	氏名	Tahir Tanis
	住所	Årsta, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	60,501株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	1,881株

(40)	氏名	Terri Kim Bell
	住所	Stockholm, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	60,501株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	1,881株
(41)	氏名	Vykintas Kazdailis
	住所	Malmö, Skåne, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	60,501株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	1,881株
(42)	氏名	Andree Hallengren
	住所	Stockholm, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	60,500株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	1,881株
(43)	氏名	Brett Scheinert
	住所	Stockholm, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	60,500株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	1,881株
(44)	氏名	Claes Fornell
	住所	Stockholm, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	60,500株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	1,881株
(45)	氏名	Jenny Hedman
	住所	Enskede, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	60,500株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	1,881株
(46)	氏名	Joao Neves
	住所	Huddinge, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	60,500株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	1,881株
(47)	氏名	Axel Tiderman
	住所	Stockholm, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	24,200株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	752株
(48)	氏名	Bart Huisman
	住所	Stockholm, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	24,200株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	752株
(49)	氏名	Einar Timhagen
	住所	Stockholm, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	24,200株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	752株

(50)	氏名	Esbjörn Nord
	住所	Stockholm, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	24,200株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	752株
(51)	氏名	Johan Rosén
	住所	Sollentuna, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	24,200株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	752株
(52)	氏名	Maik Klein
	住所	Bagarmossen, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	24,200株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	752株
(53)	氏名	Nora Silow
	住所	Västerhaninge, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	24,200株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	752株
(54)	氏名	Fredrik Andersson
	住所	Danderyd, Sweden
	職業の内容	Embark Studios社従業員
	当社に交付されるEmbark Studios社普通株式の最大数	12,100株
	当社が発行する当社普通株式の最大割当予定株数	376株

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、2019年8月5日現在におけるものです。また、当社は、当社取締役及びEmbark Studios社CEOであるPatrick Söderlund(パトリック・ソダーランド)氏への聞き取り調査により、割当予定先はいずれも当社の連結子会社の従業員であり、反社会的勢力と一切関係がない旨の説明を受けると共に、海外の反社会的勢力の個人を検索することが可能な米財務省外国資産管理局ウェブサイトの制裁リストでの検索及び日経テレコンのコンプライアンス調査により、割当予定先が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認しており、当社として、割当予定先が反社会的勢力と関係を有していないと判断しております。なお、当社は割当予定先につき、反社会的勢力とは一切関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に提出に提出しています。

(2) 割当予定先の選定理由

前記「募集に関する特別記載事項、3 Embark Studios社の従業員に対する新株発行について」に記載のとおり、当社は、本有価証券届出書の効力発生後に、割当予定先であるEmbark Studios社のストックオプションを保有する同社従業員との間でForward Agreement(Bearer securities)を締結し、当該従業員が将来当該ストックオプションの行使により同社普通株式を取得した後に、当社普通株式の割当ての対価として当該従業員が取得した同社普通株式の現物出資を受けることを予定しております。そのために、本新株式を割当予定先に対し割り当てることを予定しております。

(3) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先から、本株式募集により取得する当社普通株式を中長期的に保有する意向である旨を確認しております。なお、当社は、割当予定先から、払込期日から2年以内に本株式募集により取得する当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 払込に要する資金等の状況

本株式募集は、金銭以外の財産であるEmbark Studios社の普通株式(16,456,207株)を出資の目的とする現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。

当社は、Embark Studios社に対するデュー・ディリジェンスにおける同社のストックオプションの保有者に係る名簿、従業員ストックオプション付与契約等の確認を通じて、割当予定先が、本ストックオプションを保有していることを確認しています。

(5) 割当予定先の実態

2019年8月5日現在、いずれの割当予定先についても、当社と割当予定先との間には、出資、人事、資金又は技術もしくは取引上の関係は存在いたしません。また、当社は、当社取締役及びEmbark Studios社CEOであるPatrick Söderlund(パトリック・ソダーランド)氏への聞き取り調査により、割当予定先はいずれも当社の連結子会社の従業員であり、反社会的勢力と一切関係がない旨の説明を受けると共に、海外の反社会的勢力の個人を検索することが可能な米財務省外国資産管理局ウェブサイトの制裁リストでの検索及び日経テレコンのコンプライアンス調査により、割当予定先が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認しており、当社として、割当予定先が反社会的勢力と関係を有していないと判断しております。なお、当社は割当予定先につき、反社会的勢力とは一切関係がないことを示す確認書を東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠及びその合理性並びに現物出資財産の価額の相当性に関する考え方

本新株式の発行価額は、一株当たり1円となります。これは、会社法第199条第3項に規定される割当予定先にとって特に有利な金額に該当することから、本臨時株主総会における特別決議にて株主の皆様の承認を得ることを予定しております。

本件において有利発行を行う理由は、以下のとおりです。

本株式募集は、上記「募集に関する特別記載事項 1 Embark Studios社普通株式の追加取得について」に記載のとおり、実質的にはEmbark Studios社普通株式を当社普通株式と一定の割合により交換することを目的とした取引ですが、その手段として、現物出資による新株発行によるものとしました。上記の交換割合を決定するにあたっては、Embark Studios社の将来の業績予測にかかる妥当性を分析するとともに、KPMG LLPより本企業価値算定書を取得する等、当社として慎重な検討を行っておりますが、Embark Studios社は未公開会社であり、かつ事業歴が浅く現在は将来の配信に向けてゲームを開発する段階であることに鑑み、上場企業や事業収益を含む過年度の業績を有する企業に比べて客観性の高い企業価値算定が困難な面もあること、また、本株式募集に係る払込期日は本有価証券届出書の提出日から2年以上が経過した時点となることから、当社普通株式の株価の動向や、Embark Studios社普通株式の将来の業績等及び買収のためのプレミアムを含む交換割合の設定次第では、会社法第199条第1項第2号に定める払込金額を当社の普通株式の時価に基づいて決定した場合、現物出資財産として給付されるEmbark Studios社普通株式の価値が、現物出資の給付を行う時点において払込金額に満たないと判断されることも考えられます。かかる事態を避けるため、本株式募集については、当社普通株式1株当たりの払込金額を1円としますが、これが割当予定先にとって特に有利な金額に該当することから、本臨時株主総会の承認を得ることを条件とするものとしています。なお、かかる払込金額に応じて、当社普通株式1株当たりの現物出資の対象となるEmbark Studios社普通株式の会社法第199条第1項第3号における募集事項上の価額についても払込金額と同額の1円としておりますが、これらの募集事項における取扱いは、会社法上の発行手続の有効性を担保し、またEmbark Studios社普通株式の価値が払込金額に不足するという事態を避けるために行う技術的なものであり、当社普通株式1株に対して給付されるEmbark Studios社普通株式の客観的な価値を定めたものではありません。

なお、本臨時株主総会については、当社の大株主であるエヌエックスシー・コーポレーション及び同社の子会社であるエヌエックスエムエイチ・ピー・ブイ・ピー・エーより、議案に賛成する意向である旨伺っております。

本株主に対する株式及び新株予約権の発行並びに本従業員株式の発行は、Embark Studios社普通株式を追加取得することを目的とした一連の取引であり、本臨時株主総会において本株主に対する株式及び新株予約権の発行並びに本従業員株式の発行に関する議案のすべてが承認されることを取引実行の条件としています。したがって、本臨時株主総会において本株主に対する株式及び新株予約権の発行並びに本従業員株式の発行に関する議案のいずれかの承認が得られなかった場合は、これらの取引はいずれも実行されません。

(2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本株式募集に係る株式数は511,852株(議決権数5,118個)です。これは、2019年6月30日現在の当社発行済株式総数896,382,664株に対して0.06%(小数点以下第三位を四捨五入)(同日現在の総議決権数8,963,664個の0.06%)(小数点以下第三位を四捨五入)の割合に相当し、一定の希薄化をもたらすこととなります。

しかしながら、本株式募集により発行される株式は、割当予定先が将来保有することとなるEmbark Studios社の株式を取得する対価であり、Embark Studios社の株式の取得は当社の企業価値の向上さらには株主価値の向上に資するものと考えておりますので、本株式募集により発行される株式の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な水準であると判断しております。

なお、2019年6月30日現在の当社の発行済株式総数は、896,382,664株ですが、自己株式290株を保有していること、単元未満株式数が15,974株あること、普通株式について100株を1単元とする単元株制度を採用していることから、前述のとおり同日現在の当社の総株主の議決権の数は8,963,664個です。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)
エヌエックスシー・コーポレーション (常任代理人 当社) (常任代理人 SMBC日興証券株式会社) (常任代理人 シティバンク、エヌ・エ イ東京支店)	3198-8, 1100-RO, JEJU-SI, JEJU-DO, 63091, KOREA (東京都港区六本木1 - 4 - 5) (東京都中央区日本橋2 - 5 - 1) (東京都新宿区新宿6 - 27 - 30)	253,262,800	28.3	27.9
エヌエクスエムエイチ・ビー・ ブイ・ピー・イー (常任代理人 当社) (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	53 AVENUE DES ARTS, B-1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区六本木1 - 4 - 5) (東京都千代田区丸の内 1 - 3 - 2)	167,186,400	18.7	18.4
HSBC-FUND SERVICES CLIENTS A/C 006 (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カスタディ業務部)	LEVEL 13,1 QUEEN'S ROADCENTRAL,HONG KONG (東京都中央区日本橋3 - 11 - 1)	38,428,600	4.3	4.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会 社(信託口)	東京都港区浜松町2 - 11 - 3	27,450,000	3.1	3.0
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カスタディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3 - 11 - 1)	20,649,284	2.3	2.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社(信託口)	東京都中央区晴海1 - 8 - 11	20,009,000	2.2	2.2
KOREA SECURITIES DEPOSITORY- SAMSUNG (常任代理人 シティバンク、エヌ・エ イ東京支店)	34-6, YEQUIDO-DONG, YEONGDEUNGPO-GU, SEOUL, KOREA (東京都新宿区新宿6 - 27 - 30)	14,923,900	1.7	1.6
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都港区港南2 - 15 - 1)	13,820,089	1.5	1.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1 - 8 - 11	9,801,700	1.1	1.1
徐 旻	東京都千代田区	9,715,000	1.1	1.1
計		575,246,773	64.2	63.5

(注) 2019年6月30日現在の株主名簿を基準として掲載しております。なお、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本書と同日付で提出された当社普通株式及び新株予約権に係る有価証券届出書に基づく、本株主に割り当てる当社普通株式(1,399,896株)及び本株主に割り当てる本新株予約権が行使された場合に発行されうる当社普通株式の最大数(8,127,830株)を含むものです。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(2019年8月5日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2019年8月5日)現在において変更の必要はないと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日(2019年8月5日)までの間に下記の下記の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりです。

(2019年3月27日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は、2019年3月26日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 株主総会が開催された年月日

2019年3月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件

監査等委員である取締役を除く取締役として、オーウェン・マホニー、植村 士朗、朴 智援及びパトリック・ソダーランドを選任する。

第2号議案 当社従業員等に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、賛成比率並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成比率 (%)	決議の結果
第1号議案					
オーウェン・マホニー	7,156,807	508,397	60,116	92.63	可決
植村 士朗	7,338,264	299,048	88,012	94.98	可決
朴 智援	7,462,241	175,073	88,012	96.59	可決
パトリック・ソダーランド	6,509,651	1,189,228	26,446	84.26	可決
第2号議案	6,587,910	1,131,405	6,280	85.27	可決

(注) 1. 各議案が可決されるための要件は、次のとおりです。

第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成です。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2の賛成です。

2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりです。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合算したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

(2019年7月2日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は、2019年7月1日の取締役会において、子会社取得を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 取得対象子会社の概要

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	Embark Studios AB
本店の所在地	Stockholm, Sweden
代表者の氏名	代表取締役 パトリック・ソダーランド
資本金の額	7千米ドル(780千円) (2018年12月31日現在)
純資産の額	36,251千米ドル(3,908百万円) (2018年12月31日現在)
総資産の額	39,138千米ドル(4,219百万円) (2018年12月31日現在)
事業の内容	ゲーム開発事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	2016年12月期	2017年12月期	2018年12月期
売上高			
営業損失()			4,563千米ドル (492百万円)
経常損失()			4,563千米ドル (492百万円)
当期純損失()			4,563千米ドル (492百万円)

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当該会社は、当社グループが議決権33.3%を保有する持分法適用関連会社です。
人的関係	当社取締役2名が、当該会社の役員(代表取締役及び取締役)を兼務しております。
取引関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき取引関係はありません。

(2) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社は、2019年7月1日の取締役会において、当社グループの持分法適用関連会社であるEmbark Studios AB（以下「Embark Studios社」という。）の発行済株式総数の32.8%を追加取得し、当社グループの連結子会社とすることを決議いたしました。

Embark Studios社は、テクノロジーの大きな進化により可能となった、これまでにないインタラクティブ・エンターテインメントとシミュレーションされたオンライン仮想世界を作り出すために業界リーダーのパトリック・ソダーランド氏により創立されたストックホルムに拠点を置くゲーム開発スタジオです。

2018年11月に当社グループは、欧米のオンラインゲーム市場における当社グループのゲームラインナップを強化するために、Embark Studios社への戦略的投資を実施し、Embark Studios社を持分法適用関連会社といたしました。今回当社は、シナジーを最大化し、スタジオ間でノウハウを共有する能力を加速するために、その持分を追加取得し、Embark Studios社を当社グループの連結子会社といたします。

なお、Embark Studios社の株式追加取得後の当社グループの議決権比率は66.1%となります。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

Embark Studios ABの普通株式	96,360千米ドル(約10,387百万円)
アドバイザー費用等(概算額)	157千米ドル (約17百万円)
合算(概算額)	96,517千米ドル(約10,404百万円)

本資料における為替レートは、1米ドル = 107.79円(2019年6月28日時点)を前提としております。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度(第17期)	自 2018年1月1日 至 2018年12月31日	2019年3月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度(第18期第1四半期)	自 2019年1月1日 至 2019年3月31日	2019年5月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年3月27日

株式会社ネクソン
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 澤山宏行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尻引善博

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクソンの2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、株式会社ネクソン及び連結子会社の2018年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ネクソンの2018年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ネクソンが2018年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年3月27日

株式会社ネクソン
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 澤山宏行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尻引善博

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクソンの2018年1月1日から2018年12月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクソンの2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年5月10日

株式会社ネクソン
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 澤 山 宏 行

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尻 引 善 博

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクソンの2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2019年1月1日から2019年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(2019年1月1日から2019年3月31日まで)に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社ネクソン及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。